

## 久留米市運送業等低燃費タイヤ導入支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市運送業等低燃費タイヤ導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、久留米市補助金等交付規則（昭和 51 年久留米市規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の目的)

第2条 この補助金は、燃料価格高騰の影響を受けている運送事業等を営む中小企業者の経営負担の軽減及び環境負荷の軽減を図ることを目的に、燃費向上のための低燃費タイヤの導入にかかる経費の一部を予算の範囲内において補助する。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項各号に該当する中小企業者をいう。
- (2) 運送事業等 次のいずれかに該当する事業をいう。
  - ア 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）
  - イ 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業をいう。）
  - ウ 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「運転代行業法」という。））第 2 条第 1 項に規定する自動車運転代行業をいう。
- (3) 低燃費タイヤ 一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度における低燃費タイヤの統一マークが表示されているもの及び各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるもの並びに更生タイヤをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす運送事業等を営む中小企業者とする。

- (1) 久留米市内に事業所等を有していること。
- (2) 交付申請時点において運送事業等に必要な許可又は認定を全て有し、久留米市内で運送事業等を実施していること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 交付申請後においても、久留米市内で運送事業等を継続する意思を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には補助金を交付しない。

- (1) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人
- (2) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) その他、本補助金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者

（補助対象車両）

第 5 条 補助金の補助対象となる車両（以下「対象車両」という。）は、補助対象者が運送事業等の用に供するための車両であって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 久留米市内に本店がある運送事業等を営む中小企業者が使用するもの又は自動車検査証において使用の本拠の位置が久留米市内であるもの。
- (2) 補助対象者が営む運送事業等の区分に応じ、それぞれ次に定める車両であること。
  - ア 貨物自動車運送事業 自動車検査証において自家用・事業用の別が事業用であること。
  - イ 旅客自動車運送事業 自動車検査証において自家用・事業用の別が事業用であること。
  - ウ 自動車運転代行業 運転代行業法第 2 条第 7 項に規定する随伴用自動車

（補助対象事業）

第 6 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの期間に、低燃費タイヤ（中古品は除く）を購入かつ補助対象車両への装着とする。

2 前項の期日までに事業が完了しないことについて、真にやむを得ない事情があると認められるときは、別途期限を定める。

（補助対象経費、補助率、上限額）

第 7 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び上限額は、別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費は、補助対象事業に必要なかつ適当と認められるものであって、支払いの事実が確認できる経費に限る。

2 前項の規定にかかわらず、国や他の地方公共団体等から助成を受ける補助対象経費は対象外とする。

3 対象車両1台につき申請は1回に限る。

(補助金額)

第8条 補助金の額は、別表に定めるところにより、補助対象経費に補助率を乗じた額とし、対象車両に装着した低燃費タイヤの本数に補助上限額を乗じた額を上限額とする。

(補助金の交付申請等)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年2月15日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 交付対象車両一覧（第2号様式）
- (3) 役員等調書及び照会承諾書（第3号様式）
- (4) 市税の滞納なし証明書（発行されて3か月以内のもの）
- (5) 法人は履歴事項全部証明書の写し
- (6) 個人事業者は確定申告書の写し
- (7) 個人事業者は本人確認書類の写し
- (8) 許認可書等の写し
- (9) 対象車両の自動車検査証の写し（有効期限内のもの）
- (10) 運転代行業については、運転代行業保険又は共済証書の写し
- (11) 支出及び購入並びに対象車両への装着の事実がわかる書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 すでに別の対象車両にかかる本補助金の交付決定を受けた者は、その通知書の写しを提出することにより、前項第3号から第8号までの書類を省略することができる。

(交付決定及び額の確定)

第10条 市長は、前条の交付申請等があったときは、内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の内容及び成果が適正であるかを調査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に対して通知する。

(返還)

第11条 交付決定を受けた者が、次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、補助金の

全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 久留米市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(関係書類の保管)

第12条 交付決定を受けた者は、補助金に係る帳簿及び関係書類について、当該補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費、補助率、上限額

補助対象経費	補助率	対象車両	低燃費タイヤ1本あたりの補助上限額
ブリヂストン製 低燃費タイヤ購 入費	1/2	軽自動車	3,000 円/本
		乗用自動車等	7,500 円/本
		貨物自動車等	15,000 円/本
ブリヂストン製 以外の低燃費タ イヤ購入費	1/3	軽自動車	2,000 円/本
		乗用自動車等	5,000 円/本
		貨物自動車等	10,000 円/本

備考

- 1 対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない。
- 2 補助対象となる低燃費タイヤ製品については、別途定める。
- 3 申請者自身の製品・サービス等による対象経費は、対象外とする。
- 4 この表に基づき算出された補助金の合計額に、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 この表の対象車両については、下記のとおり定める。
  - (1) 軽自動車 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第一に規定する軽自動車とする。
  - (2) 乗用自動車等 自動車の用途等の区分について（昭和 35 年 9 月 6 日自車第 452 号）に定める乗用自動車等（前号の軽自動車を除く）とする。
  - (3) 貨物自動車等 自動車の用途等の区分について定める乗合自動車等、貨物自動車等、特殊用途自動車等など乗用自動車等以外とする。